



☆ ☆
ご存じですか?

振り込め詐欺救済法



1 制度の概要

(1) 正式名

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律」

(2) 目的

預金口座等への振り込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資するものです。

(3) 対象犯罪

「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者から預金口座等への振込みが利用されたもの」

- ・ オレオレ詐欺、架空請求詐欺等の振り込め詐欺
- ・ インターネットオークション等を利用した詐欺
- ・ ヤミ金融事犯



など、人の財産を害する犯罪行為全般であって、預金口座等への振込が利用されたものが対象となります。

(4) 手続の流れ

振り込め詐欺等による被害を受けた旨を警察署に届出
被害者が振り込み先の口座に係る金融機関に連絡(届出)

③ 預金保険機構により被害回復分配金の支払手続きが開始された旨の公告

被害者が支払い申請期間中に当該金融機関へ申請

⑤ 当該金融機関による「被害回復分配金」の支払い

フローチャートへ8



被害者の方の手続の流れ（◎印部分）

振り込め詐欺等による被害を受けた



警察等へ連絡



振り込んだ口座がある金融機関に連絡

- ・金融機関が当該口座等を調査し、「犯罪利用預金口座等」と認定
- ・金融機関が取引停止等の措置
- ・金融機関が預金保険機構に※「預金等債権の消滅手続の開始に係る公告」を求める
……※ 口座名義人等の権利を消滅させる手続

預金保険機構が「債権消滅手続開始」公告を実施

- ・期間内に「権利行使の届出等(口座名義人等による権利主張)」がない場合
- ・公告期間（60日を下らない期間）満了により、当該預金等債権が消滅

預金保険機構が「債権消滅」公告を実施

- ・預金等債権額が「1,000円以上」の場合

⇒ 金融機関が預金保険機構に「支払手続開始」に係る公告を求める

- ・預金等債権額が「1,000円未満」の場合

⇒ 被害者への分配なし→機構へ納付

この手続における公告は、預金保険機構ホームページに掲載されています

預金保険機構が「支払手続開始」公告を実施

広告の中に振り込みを行った口座があることを確認



支払申請期間中に金融機関に申請を行う

※支払申請期間：30日を下らない期間（運用上は60日以上）

- ・金融機関が「支払該当者決定」を行う
- ・金融機関から被害回復分配金の額等を記載した「決定書」が送付される

金融機関から被害回復分配金の支払いを受ける

